

「宿泊税」の徴収事務に関する宿泊事業者説明会

宿泊税の徴収事務について

弘前市

1. 宿泊税とは

(1) 宿泊税導入の背景

○市独自の観光施策の展開及び発信の強化

コロナ禍からの本格的な回復期を迎え、特に今後ますますのインバウンド需要が見込まれる中、この旅行需要を取り込む自治体間競争の激化が想定されるため、当市の魅力向上につながる独自の観光施策を展開・発信して誘客を促進し、地域経済の活性化を図っていく必要がある。

○市予算に占める観光関係費の割合減少

全国的に人口減少と高齢化が進行する中、当市においても歳入の減少と社会保障関係経費の増加が見込まれており、これに伴い観光関係費の割合が将来にわたって減少していくことが想定される。



当市の豊富な観光資源を活用し、訴求力のある観光施策の実施に必要な財源として、安定的かつ持続的に歳入確保が見込むことのできる宿泊税導入の検討に至ったもの

1. 宿泊税とは

(2) 宿泊税導入の目的

宿泊税は、

「弘前市の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策」 に要する費用に充てることを目的としています。

(3) 宿泊税の利用使途

宿泊税の税収は概ね次の3つの分類に沿った事業に活用されます。

分類	主な取組事例
観光資源の魅力の強化	<ul style="list-style-type: none">・秋や冬の閑散期における観光コンテンツの充実・「夜観光」の魅力向上による宿泊の推進・ねぷたまつりなどの歴史、文化、伝統といった地域資源の継承に係る支援・歴史的建造物や神社仏閣等の利活用
観光客受入環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none">・観光案内所の機能強化や観光地周辺のトイレ洋式化等の整備・宿泊施設向け受入環境整備補助金 (多言語化、トイレ洋式化、Wi-Fi環境等の整備)・コンベンション補助金の拡充・教育旅行などの市内宿泊者に対する支援・災害時における市民等の安全・安心の確保
国内外への情報発信	<ul style="list-style-type: none">・案内板の多言語対応など案内機能の充実・観光コンテンツや四大まつり等の国内外向け情報発信の強化

1. 宿泊税とは

(4) 宿泊税の概要

項目	内容	手引き
課税客体	旅館、ホテル、簡易宿所、民泊施設における宿泊行為	P. 4(第2章)
納税義務者	宿泊者	P. 5(第2章)
税額	<u>1人1泊あたり200円</u> ※宿泊料金がかからない宿泊は課税されません。	P. 6(第2章)
課税免除	<ul style="list-style-type: none">➤ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊➤ 修学旅行等の教育活動(学校行事等)に伴う宿泊	P. 8、9 (第2章)
徴収方法	宿泊者(納税義務者)から宿泊事業者(特別徴収義務者)が宿泊税を徴収し、弘前市へ納入する方法(特別徴収)	P. 1 (第1章)
申告・納入方法	1か月ごとに宿泊のあった月の翌月末まで ※一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告と納入が可能となる特例があります。	P. 15~18 (第4章)
罰則等の規定	帳簿の記載及び書類の作成義務に違反した場合、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金があります。 その他、地方税法の罰則規定が適用されます。罰則の他、加算金や延滞金の適用もあります。	P. 24 (第5章)
その他	公布日:令和7年3月21日、施行日:令和7年12月1日(予定) ※施行後、5年ごとに制度の検討を実施します。	—

1. 宿泊税とは

(5) 宿泊税に係る手続きの流れ

特別徴収義務者としての申告

- 課税開始日(令和7年12月1日予定)の前日までに、特別徴収義務者は「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出します。
- 課税開始日以降に営業を開始する事業者様については、経営を開始する前日が申告期限になります。



宿泊税の徴収と帳簿等の保存

- 課税開始日以降に宿泊する宿泊者から宿泊税を徴収します。
- 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税額等が記載された帳簿などの書類を作成し、保存します。



宿泊税の申告・納入

- 毎月、「宿泊税納入申告書」を作成し、対象月の翌月末までに弘前市役所市民税課に申告(提出)します。
 - 併せて、弘前市指定金融機関等で対象月の翌月末までに徴収した宿泊税を納入します。
- ※ 一定の要件を満たした場合は、3か月ごとの申告・納入が可能です。

2. 宿泊税の仕組み

(1) 課税客体・納税義務者

課税客体(宿泊税の課税となる行為): 宿泊施設への宿泊

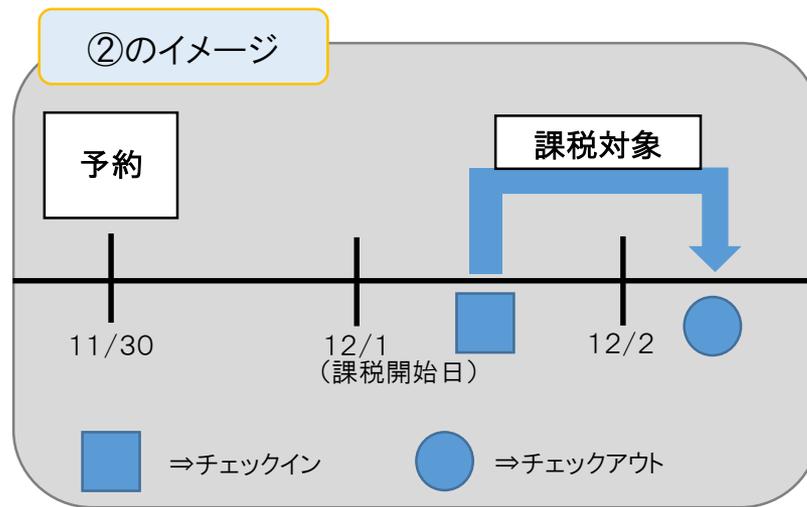
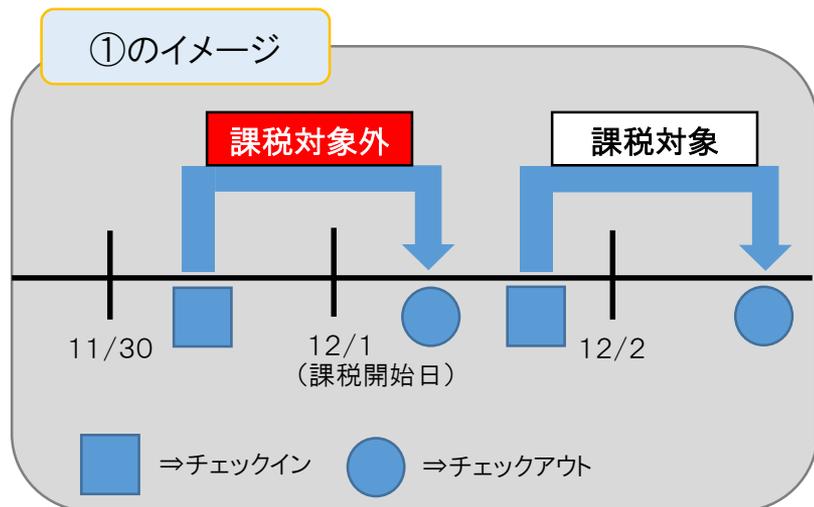
納税義務者(宿泊税を納める方): 宿泊者

宿泊税は、令和7年12月1日(課税開始日)以後の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

なお、

①課税開始日の前日から課税開始日にかけて行われる宿泊は課税対象外となります。

②課税開始日より前に予約があった場合でも、課税開始日以降の宿泊であれば、宿泊税が課税されます。



2. 宿泊税の仕組み

(2) 宿泊とは～宿泊の定義～

宿泊とは、

一般的には「寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為」をいいます。

宿泊税においては、原則として、以下の基準に合致するものを課税対象となる宿泊として取り扱います。

<課税対象となる「宿泊」の判断基準>

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取り扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

※本来必要な旅館業法に基づく許可、住宅宿泊事業法の届出を得ていない施設であっても、許可又は届出が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は、課税対象となります。
許可又は届出が必要な宿泊については、手引のP4等をご参照ください。

2. 宿泊税の仕組み

(2) 宿泊とは～宿泊の判断例～

ケース①: 客室を日帰りで利用する(いわゆるデイリース)場合

⇒日をまたぐ利用ではないため、課税対象となりません。

ケース②: 事前に宿泊契約をしたうえで、午前0時を超えてチェックインした場合

⇒その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば、課税対象となります。

ケース③: 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

⇒日をまたぐ6時間以上の利用(連続した延長料金を含む)があった場合は、実質的に宿泊であるとみなし、課税対象となります。

2. 宿泊税の仕組み

(2) 宿泊とは～宿泊の判断例～

ケース④: 実際の宿泊を伴わない利用行為(いわゆるホールドルーム等)の場合

⇒ 宿泊行為を伴わない契約の場合は課税対象となりません。

ただし、実際に宿泊行為があった場合、または日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったと見做される場合には課税対象となります。

ケース⑤: ウィークリーマンション等(いわゆる短期賃貸借住宅)の場合

⇒ 賃貸借契約による利用のため、課税対象となりません。

ケース⑥: キャンセルした場合

⇒ 宿泊行為がないため、課税対象となりません。

※上記ケースの場合でも例外があることに加えて、本資料に掲載していないケースも想定されるため、ご不明点等が生じた場合は、弘前市役所市民税課諸税係にご相談ください。

2. 宿泊税の仕組み

(3) 宿泊者とは

宿泊者とは、

「宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊した者」をいいます。

なお、宿泊者以外の第三者が宿泊料金を負担した場合(支払った場合)でも、実際に宿泊した方が宿泊税の納税義務者となります。

(4) 宿泊税の税率

宿泊税の税率は、「1人1泊あたり200円」です。

※宿泊税は宿泊料金にかかわらず、一律200円です。

※宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

宿泊施設の宿泊料金に含まれていても、
宿泊税に係る宿泊料金とはみなされません。

(5) 宿泊料金とは～宿泊料金の定義～

宿泊料金とは、

「宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの」をいいます。

宿泊料金とみなされるもの	宿泊料金とみなされないもの
<ul style="list-style-type: none">・清掃代・寝具使用料・入浴代・寝衣代・サービス料、奉仕料 等	<ul style="list-style-type: none">・食事代・遊興費・会議室の利用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額・消費税、地方消費税、入湯税等の税・自動車代、煙草代、クリーニング代等の立替金・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額・宿泊予約サイト等の利用に係る事務手数料 等

2. 宿泊税の仕組み

(5) 宿泊料金とは～宿泊料金の判断例(課税対象の判断)～

ケース①: 企画旅行、手配旅行における宿泊料金

⇒ 企画旅行の場合は旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの金額、手配旅行の場合は旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの金額が宿泊料金となるため、それぞれ課税対象となります。

ケース②: 1人当たりの料金が不明な場合における宿泊料金

⇒ 1室当たりの宿泊料金を設定している場合、当該金額を宿泊人数で除した金額が1人当たりの宿泊料金となるため、宿泊人数分の宿泊税が課税となります。
⇒ 幼児・子どもについても、宿泊料金が徴収されていれば課税対象となります。

ケース③: 宿泊施設による宿泊料金の割引・優待等があった場合の宿泊料金

⇒ 割引後の料金が宿泊料金となるため、割引後の宿泊料金が0円となる場合は、宿泊税の課税対象外となります。
⇒ 宿泊予約サイト等、宿泊施設以外のサービスによって宿泊料金が0円となる場合は、課税対象となります。

2. 宿泊税の仕組み

(5) 宿泊料金とは～宿泊料金の判断例(課税対象の判断)～

ケース④: 補助金・助成金等があった場合における宿泊料金

⇒自治体を実施する旅行支援等、宿泊施設に対し第三者から支払いがある場合は、宿泊者の支払うべき宿泊料金と当該補助金等の金額を合算した金額を宿泊料金とします。この場合において、宿泊者の支払うべき宿泊料金が0円であったとしても宿泊料金は発生しているため、課税対象となります。

ケース⑤: 連泊割引における宿泊料金

⇒連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算した金額を宿泊料金とします。

⇒連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の連泊期間の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で割った金額を宿泊料金とします。

宿泊日	割引適用前の宿泊料金	割引適用後の宿泊料金
12/1	10,000円	10,000円
12/2	10,000円	10,000円
12/3	10,000円	10,000円
12/4	10,000円	10,000円
12/5	10,000円	0円

宿泊日	割引適用前の宿泊料金	割引適用後の宿泊料金
12/1	10,000円	8,000円
12/2	10,000円	8,000円
12/3	10,000円	8,000円
12/4	10,000円	8,000円
12/5	10,000円	8,000円
割引額合計		10,000円

(左図)
12/5は宿泊料金が無料となるため、宿泊税が非課税となる。

(右図)
合計では1泊分無料となっているが、それぞれの宿泊日に対する宿泊料金が生じているため、宿泊日数分の宿泊税が課税となる。

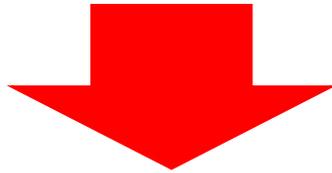
2. 宿泊税の仕組み

(6) 課税免除

ア) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

イ) 修学旅行等の教育活動(学校行事等)に伴う宿泊

の2つが対象となります。



対象者

幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等に通う乳幼児、児童、生徒又は学生並びに引率者
※引率者とは、生徒等の引率を行う学校等関係者や、生徒等を介助する看護師・保護者等を行います。旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

対象行事

学校・学年・施設全体として実施される行事(修学旅行、学習合宿、林間学校、社会科見学等)
※部活動やクラブ活動等は対象となりません。

手続き

学校長などの施設の長が作成した「学校行事等であることの証明書」の提出を受けます。

3. 特別徴収義務者の申告・変更等

(1) 申告

すでに営業を開始している宿泊事業者様は、課税開始日(令和7年12月1日)の前日までに、右記申告書を提出してください。

新たに営業を開始する事業者様は、経営開始日の前日までにご提出してください。

旅館業法に基づく許可又は住宅宿泊事業法の届出がない施設でも、課税対象となる宿泊がある場合、当該施設の経営者が特別徴収義務者となりますので、提出が必要です。

※提出は、宿泊施設ごとに行ってください。
 ※その他必要書類は手引きをご確認ください。

【宿泊税特別徴収義務者申告書】

様式第2号(第5条第1項関係)

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所(所在地)
氏 名(名称)
個人番号(法人番号)
電話番号 ()

宿泊税特別徴収義務者申告書

弘前市宿泊税条例第8条第1項の規定により、次のとおり申告します。

宿泊施設	所在地	電話番号 ()		
	ふりがな 名 称			
	設備の概要	客室数	室	収容人数
		延床面積	m ²	地上 階、地下 階
営業開始 (予定)日				
旅館業法の許可・住宅宿泊事業法の届出	住 所 (所在地)	電話番号 ()		
	氏 名 (名 称)			
	営業種別	ホテル・旅館・簡易宿所・民泊		
	許可番号 (届出番号)			
書類送付先	住 所 (所在地)	<input type="checkbox"/> 申告者住所(所在地)と同じ	<input type="checkbox"/> 宿泊施設所在地と同じ	
	氏 名 (名 称)	<input type="checkbox"/> 申告者氏名(名称)と同じ	<input type="checkbox"/> 宿泊施設名称と同じ	
備 考				

(担当及び提出先：財務部市民税課)

3. 特別徴収義務者の申告・変更等

(2) 変更

代表者、施設名称等に変更があった場合は、右記届出書を提出してください。

ただし、以下の事由により特別徴収義務者に変更があった場合は、次頁の「宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書」及び新たな特別徴収義務者の「宿泊税特別徴収義務者申告書」の提出が必要です。

- ・営業譲渡、相続又は贈与
- ・特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ・会社分割による別法人への業務の承継
- ・個人事業者から法人への変更
- ・法人の解散による個人事業者への変更
- ・その他上記に類する事項

※その他必要書類は手引きをご確認ください。

【宿泊税特別徴収義務者異動届出書】

様式第3号（第5条第2項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

(特別徴収義務者)
住 所 (所在地)
氏 名 (名 称)

宿泊税特別徴収義務者異動届出書

宿泊税の特別徴収義務者の申告事項の変更について、弘前市宿泊税条例第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

宿泊施設	所在地	電話番号 ()	
	名 称		
	施設番号		
変 更 日	年 月 日		
変 更 項 目	特別徴収義務者・宿泊施設・旅館業法等の許可等・書類送付先・その他 ()		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	

(担当及び提出先：財務部市民税課)

3. 特別徴収義務者の申告・変更等

(3) 営業の休止・再開・廃止

宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合、事前に右記届出書にて休止の届出を行ってください。

営業を再開しようとするときは再開の届出が必要ですが、休止の届出の際に休止期間を記入していた場合は、再開の届出は不要です。

宿泊施設の営業を廃止した場合は、廃止した日から10日以内に届出を行ってください。

※休止とは、改装その他の理由により営業を行わない状態で、その後再開が見込まれるものです。

※休止・廃止の日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1か月以内に申告納入を行う必要があります。

※その他必要書類は手引きをご確認ください。

【宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書】

様式第4号（第5条第3項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

(特別徴収義務者)
住 所 (所在地)
氏 名 (名称)

宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書

宿泊施設の営業の休止、再開又は廃止について、弘前市宿泊税条例第8条第3項から第5項までの規定により、次のとおり届け出ます。

宿泊施設	所在地	電話番号 ()
	名 称	
	施設番号	
申告区分	<input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 廃止	
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (予定)	
再開又は廃止の日	年 月 日	
休止又は廃止の理由		

(担当及び届出先：財務部市民税課)

4. 宿泊税の申告納入

申告納入について

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、**原則、翌月末日までに**(申告納入期限)、宿泊税の申告及び納入をお願いします。



- ・月末が土日祝の場合は、次の平日
- ・12月の期限は翌年1月4日(この日が土日祝の場合は、次の平日)
- ・営業を休止・廃止した、かつ、休止・廃止日までに徴収すべき宿泊税がある場合は、休止・廃止した日から1か月以内

申告納入期限の特例

申告納入手続きの負担を軽減するため、①直近12か月間の宿泊税が120万円以下であること、②宿泊税の申告が適正に行われていること、③市税の滞納がないこと、などの一定の要件を満たして、申請・承認があった場合、下表のとおり、3か月分をまとめて申告納入することができます。

宿泊のあった月	申告納入期限
3～5月分	6月末日
6～8月分	9月末日
9～11月分	12月末日
12～2月分	3月末日

・本特例が承認された場合、適用開始月(申告納入月)を記載した「承認通知書」を送付します。

・適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり翌月末日です。

(例)適用開始月が8月の場合、6月分を7月末日まで、7月・8月分の2か月をまとめて9月末日までに申告納入してください。以降は3か月ごとの申告納入です。

4. 宿泊税の申告納入

ア) 申告

「宿泊税納入申告書」提出の際は、宿泊税の内訳を宿泊年月日ごとに記載した「宿泊税月計表」の添付が必要です。月計表は、記載事項が同様であれば、任意の様式でも構いません。

eLTAX(電子申告)での申告も可能です。

※宿泊税額が0円の場合も提出が必要です(月計表の添付は不要です)。

※申告納入期限の特例が適用されている場合、1枚の申告書に3か月分の申告内容を記入してください。

※申告書は毎年1年分をまとめて送付いたします。

イ) 納入

納入すべき宿泊税は納入期限までに「宿泊税納入書」により納入してください。

納入は、弘前市指定金融機関、弘前市役所、岩木・相馬各総合支所、各出張所及びeLTAX(電子申告)の共通納税システムで行ってください。

※1か月ごとに1枚作成してください(申告納入期限の特例を適用している場合も同様です)。

※コンビニエンスストア及びスマホアプリを利用した電子決済サービスには対応していません。

※納入書は毎年1年分をまとめて送付いたします。

※詳細の手続き等については、手引きをご確認ください。

4. 宿泊税の申告納入

【宿泊税納入申告書】

様式第9号（第7条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

(特別徴収義務者)

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

宿泊税納入申告書

弘前市宿泊税条例第12条第1項の規定により、次のとおり申告します。

宿泊施設	所在地			
	名 称			
	電話番号		施設番号	

令和 年 月分	区 分	宿泊数 ①	税率 ②	税額 ①×②
	課 税 対 象	泊	200円	円
	課 税 対 象 外 (課税免除)	泊		

令和 年 月分	区 分	宿泊数 ①	税率 ②	税額 ①×②
	課 税 対 象	泊	200円	円
	課 税 対 象 外 (課税免除)	泊		

令和 年 月分	区 分	宿泊数 ①	税率 ②	税額 ①×②
	課 税 対 象	泊	200円	円
	課 税 対 象 外 (課税免除)	泊		

備考

- 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類（月計表等）を添付してください。
- 納付すべき金額が0円の場合でも申告書の提出が必要です。

(担当及び提出先：財務部市民税課)

【宿泊税月計表】

宿泊税月計表

令和 年 月分

施設番号

宿泊施設名

日付	宿泊数 (泊)				総宿泊数
	課税宿泊数	免税宿泊数	免税宿泊数の内訳		
			修学旅行者等	その他	
1	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0
12	0	0	0	0	0
13	0	0	0	0	0
14	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0
19	0	0	0	0	0
20	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0
22	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0
27	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0
31	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

5. 適正な申告納入のために

(1) 納税管理人

特別徴収義務者は、弘前市内に住所、事業所等を有していない場合、

原則として市内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、申告する必要があります。

納税管理人を定める場合、納税管理人を変更する場合は、それぞれの事由が生じた日から10日以内に申告する必要があります。

なお、宿泊税の徴収に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がない場合があります。

※その他必要書類は手引きをご確認ください。

【宿泊税納税管理人申告・承認申請書】

様式第5号（第6条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

(特別徴収義務者)
住 所 (所在地)
氏 名 (名 称)

宿泊税納税管理人申告・承認申請書

宿泊税の納税管理人を定め、又は変更したことについて、弘前市宿泊税条例第9条第1項の規定により、次のとおり申告・申請します。

区 分	新納税管理人	旧納税管理人 (変更の場合)
住 所 (所在地)		
ふりがな 氏 名 (名 称)		
電話番号		
宿泊施設	所在地	電話番号 ()
	名 称	
	施設番号	
承認申請の 場合の理由		

(担当及び提出先：財務部市民税課)

5. 適正な申告納入のために

(2) 帳簿等の記載・保存

日々徴収いただく宿泊税の金額を適正に把握していただくために、

帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を保存する必要があります。

また、一定の要件を満たす場合、帳簿書類等の作成・保存は紙媒体ではなく、電磁的記録(電子データ)によることもできます。

種類	記載事項	保存期間
帳簿 [※]	宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、課税免除となる宿泊者数及び宿泊税額	納入申告書を提出した月の末日の翌日から起算して3か月経過した日から5年間
書類	宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額	宿泊月の末日の翌日から起算して3か月経過した日から2年間
電磁的記録	帳簿・書類に記載される事項	帳簿・書類に応じた期間

※ 記載事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等での代用も可能です
(例:総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等)

5. 適正な申告納入のために

(3) 更正・決定

申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、「宿泊税更正(決定)通知書」により、納入すべき税額及び納入期限を通知します。

更正・決定とは

更正：申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分

決定：申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分

宿泊税の適正な申告や申告内容等確認のため、申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。公正公平な税務行政の運営のため、ご協力をお願いします！

5. 適正な申告納入のために

(4) 加算金、延滞金、罰則・滞納処分等

ア) 加算金

期限までに申告した税額が実際の税額より少ない場合、期限までに申告しなかった場合、不正な方法で税額を少なく計算した場合など、更正・決定を受けた際は下表記載の加算金を納入する必要があります。

項目	内容	加算金の割合	
過少申告 加算金	期限までに申告した税額が、実際の税額より少ないために、 更正を受けたとき	不足税額×10%	
不申告 加算金	期限後に申告したとき、 又は、期限までに申告しなかったため決定を受けたとき	決定税額×15%	
	期限後に申告して更正を受けたとき	不足税額×15%	
	市の調査による更正又は決定を予知せずに、期限後に申告したとき	申告税額×5%	
重加算金	不正な方法で税額を少なく計算 したため、更正や決定を受けたとき	期限までに申告しているとき	不足税額×35%
		申告していないとき、又は 期限後に申告しているとき	不足税額×40%

※決定又は不足税額が一定の金額を超える場合は、上記にさらに加算される場合があります。
詳細は手引きをご確認ください。

5. 適正な申告納入のために

(4) 加算金、延滞金、罰則・滞納処分等

イ) 延滞金

納入期限までに宿泊税を完納されない場合は、納入期限の翌日から納入日までの日数に応じて延滞金がかかります。

期間	計算方法	その他
納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	税額×7.3%×日数÷365(日)	延滞金特例基準割合が年7.3%未満の場合、その年内は当該割合+1%(年7.3%上限)
納期限の翌日から 1か月を経過した日以後	税額×14.6%×日数÷365(日)	延滞金特例基準割合が年7.3%未満の場合、その年内は当該割合+7.3%

※延滞金特例基準割合とは、『「各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合」+1%の割合』をいいます。

※延滞金の計算の基礎となる税額が2,000円未満であるときは、延滞金がかかりません。

※上表により計算された延滞金額が1,000円未満であるときは、延滞金がかかりません。

※その他端数処理の方法など、詳細は手引きをご確認ください。

5. 適正な申告納入のために

(4) 加算金、延滞金、罰則・滞納処分等

ウ) 罰則・滞納処分等

罰則・滞納処分等については、弘前市宿泊税条例や地方税法等に基づき取り扱います。

< 罰則 >

法令等	条項	内容	罰則	
			拘禁刑	罰金
弘前市 宿泊税条例	第10条	納税管理人に係る不申告に関する過料	10万円以下(過料)	
	第24条	帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪	1年以下	50万円以下
地方税法	第21条	不納せん動に関する罪	3年以下	20万円以下
	第22条の2	虚偽の更正の請求に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の5	検査拒否等に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	なし	30万円以下
	第733条の21	脱税等に関する罪	5年以下	100万円以下
	第733条の25	滞納処分に関する罪	3年以下	250万円以下
	第733条の26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	1年以下	50万円以下
第733条の26の2	滞納処分に関する虚偽の陳述の罪	6月以下	50万円以下	

5. 適正な申告納入のために

(4) 加算金、延滞金、罰則・滞納処分等

ウ) 罰則・滞納処分等

罰則・滞納処分等については、弘前市宿泊税条例や地方税法等に基づき取り扱います。

<滞納処分>

法令等	条項	内容	率 ※地方税法本則の規定
地方税法	第733条の17	不足金額及びその他延滞金の徴収	7.3%又は14.6%
	第733条の18	過少申告加算金及び不申告加算金	5~30%
	第733条の19	重加算金	35%又は40%
	第733条の20	納期限後に納付し、又は申告納入する法定外目的税の延滞金	7.3%又は14.6%
	第733条の24	滞納処分	—

6. 特別徴収義務者の負担軽減策

宿泊税導入による特別徴収義務者(宿泊事業者)の負担を軽減するため、以下の取り組みを予定しています。

項目	目的・内容
特別徴収事務交付金	納期限内に申告納入された宿泊税額の3.5%を交付 (交付金額の上限はなし)
システム整備等補助金	宿泊税導入に伴い必要となる、システムの改修・構築等に係る経費について、最大50万円を補助
電子手続き(eLTAX)による申告・納入体制の構築	特別徴収義務者が宿泊税を申告・納入する際に、電子による手続きを可能とし、申告・納入の負担軽減、利便性向上を図る。 ※eLTAX(エルタックス)とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。 ※弘前市では、宿泊税の他、すでに入湯税等においてeLTAXが導入されています。
周知・広報	宿泊税の概要や用途に関する広報媒体として、リーフレットやポスター等を作成し、窓口での円滑な納入を図る。

※交付金及び補助金の概要については次頁以降をご参照ください。

6. 特別徴収義務者の負担軽減策

(1) 交付金

宿泊税の特別徴収事務の負担を鑑み、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、特別徴収義務者に納入した宿泊税額の一定割合を交付するものです。

○交付金の額

対象期間に申告納入した宿泊税額の合計額の3.5%(上限なし)

(例)前年度の4月1日～3月末日までの宿泊税額が20万円であった場合

宿泊税額の合計額	交付率	交付金の額
200,000円	× 3.5/100	= <u>7,000円</u>

※交付金に係る詳細について、今後正式に決定いたしましたら、別途お知らせします。

6. 特別徴収義務者の負担軽減策

(2) システム整備等補助金

宿泊税の導入に伴う宿泊事業者様のシステム整備等を支援し、宿泊事業者様の事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、「弘前市宿泊税システム整備等補助金」を交付いたします。補助金の概要は以下のとおりです。

項目	内容								
補助事業者	宿泊税の特別徴収義務者 (P14の宿泊税特別徴収義務者申告書を提出している者)								
補助率／補助金額	補助対象経費の10分の10／上限50万円(宿泊施設ごと)								
補助事業 ※1	宿泊税の導入に伴い、必要となる以下の事業 <table border="1"><thead><tr><th>事業</th><th>想定される具体例</th></tr></thead><tbody><tr><td>システム整備事業</td><td>POSレジシステム等のシステム構築・改修、PC・ソフトウェア購入等</td></tr><tr><td>関係帳票整備事業</td><td>領収書の購入等</td></tr><tr><td>周知啓発事業</td><td>ホームページ、パンフレット等の作成・修正等</td></tr></tbody></table>	事業	想定される具体例	システム整備事業	POSレジシステム等のシステム構築・改修、PC・ソフトウェア購入等	関係帳票整備事業	領収書の購入等	周知啓発事業	ホームページ、パンフレット等の作成・修正等
事業	想定される具体例								
システム整備事業	POSレジシステム等のシステム構築・改修、PC・ソフトウェア購入等								
関係帳票整備事業	領収書の購入等								
周知啓発事業	ホームページ、パンフレット等の作成・修正等								
補助対象経費	補助事業の実施に必要な以下の経費(消費税・地方消費税除く) 委託料、手数料、機器購入費、ソフトウェア購入費、消耗品費、印刷製本費								
交付要件	補助事業者であること、及び、市税等の滞納がないこと								
申請手続き	次頁をご参照ください。								
申請期限 ※2	令和7年11月28日								

※1 経常的経費、他の補助金等の交付対象となっている経費は補助対象外です。

※2 申請期限後の申請は、補助対象外となるため、期限内の確実な申請をお願いいたします。

6. 特別徴収義務者の負担軽減策

(2) システム整備等補助金

＜補助金交付に係る手続きの流れ＞

交付申請書の提出

- 申請期限(令和7年11月28日)までに「弘前市宿泊税システム整備等補助金交付申請書」を提出します。
- 併せて、「弘前市宿泊税システム整備等補助金事業計画書」、収支予算書、対象事業に係る見積書(写)を提出します。

～交付決定までは概ね2週間程度～

補助事業の着手・完了

- 交付が決定したら、補助事業に着手します(交付決定前に着手した場合、交付対象外となります)。
- 補助事業完了後、完了日から30日以内又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに、「弘前市宿泊税システム整備等補助金実績報告書」を提出します。
- 併せて、収支決算書、事業の実施内容を確認できる書類(契約書、納品書等)、補助対象経費を支出したことを証する書類(請求書、領収書等の写し)を提出します。

～交付額が確定～

補助金の請求・交付

- 補助金の交付額が確定したら、「弘前市宿泊税システム整備等補助金請求書」を提出します。
- ※ 請求書提出後、30日以内に口座振込により補助金を交付いたします。

帳簿等の整備及び保管

- 補助対象事業に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を整備のうえ、令和13年3月末日(補助年度の翌年度から起算して5年間)まで保存します。

6. 特別徴収義務者の負担軽減策

(2) システム整備等補助金

<事前相談の受付>

総務大臣からの同意を得た後(令和7年8月上旬を予定)、正式な申請受付を開始いたしますが、現時点で補助金の申請を希望している事業者様については、下記期間中、事前相談を受付いたします。

事前相談の際は、対象事業に係る見積書の写し(もしあれば)を、市民税課諸税係に持参もしくは郵送してください。その他、事前相談はお電話でも受付しております。

事業内容について、受付時に担当職員からご質問させていただきます(検討が必要な項目などがございましたら、正式な申請受付までに修正等してください)。

また、事前相談票を本日配布しております。

事前相談の際は、当該相談票を記入していただけますと、スムーズな受付が可能となりますので、必要に応じてご活用ください。

<事前相談期間>

令和7年6月2日(月)～令和7年7月31日(木)

お気軽にご相談ください！！

7. その他(領収書等への提示)

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。
税の名称表示は、弘前市で定めた以下の表記で統一してください。

日本語表記:『**宿泊税**』

英語表記:『**Accommodation Tax**』

<領収書への記載例>

<合計の内訳に宿泊税額を計上する場合>

領収書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	入湯税	150円
	宿泊税	200円
	合計	11,350円

〇年〇月〇日
弘前市〇〇町〇〇番地
〇〇旅館

印紙 受領印

領収書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	入湯税	150円
	合計	11,150円

上記のほか、宿泊税額200円を領収しました。

〇年〇月〇日
弘前市〇〇町〇〇番地
〇〇旅館

印紙 受領印

<宿泊税額を別に計上する場合>

領収書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,350円
	合計	11,350円

上記金額には、消費税等1,000円、入湯税150円及び宿泊税額200円が含まれております。

〇年〇月〇日
弘前市〇〇町〇〇番地
〇〇旅館

印紙 受領印

7. その他(他市事例)

先行自治体では、以下のような取り組みに宿泊税が活用されています。

＜金沢市(令和5年度)＞引用元:金沢市HP「宿泊税を活用した主な事業のご報告〔令和5年度〕」

雪吊りによる冬の街路樹や公園樹木の魅力向上

冬の金沢固有の景観を形成する雪吊りを街路樹や公園の樹木に施し、修景の充実や観光客のおもてなしを図る「魅せる雪吊り」に取り組んでいます。

金沢の冬の風物詩「雪吊り」は、北陸地方特有の重い湿った雪から樹木を守るために施されています。

金沢の冬の風情が感じられる「雪吊り」は、毎年11月1日兼六園の「唐崎松」から始まり、12月中旬頃まで金沢の至る所で職人さんによる「雪吊り」作業が見られます。



金沢駅兼六園口での雪吊り作業

宿泊施設のおもてなし力の向上支援

宿泊施設(ホテル・旅館・ゲストハウス等)が宿泊者に対するおもてなしや利便性の向上等を目的として行う改修工事費の一部に対して支援を行っています。

＜福岡市(令和5年度)＞引用元:福岡市HP「令和5年度に宿泊税を活用した事業のご報告」

博多旧市街プロジェクト《経済観光文化局》

博多部の価値ある資源をストーリーとまちなみでつなぎ、市民や来訪者に楽しんでもらえる環境を整え、エリア全体の魅力を高めていく「博多旧市街プロジェクト」に取り組みました。

＜令和5年度の具体的な取組み＞

- ・ 伝統や文化を感じながらまち歩きを楽しむ「博多旧市街フェスティバル」を実施
- ・ 伝統芸能・工芸や着付けを体験し、歴史文化を体感できる夏祭りイベントを実施



博多旧市街フェスティバル



夏祭りイベント(着付け体験)

高付加価値旅行の推進による誘客事業《経済観光文化局》

福岡市の伝統文化に関するワークショップなど、通常体験できない付加価値の高い旅行商品を開発し、海外富裕層向け旅行会社に対してプロモーション等を行いました。



ワークショップ(博多曲物)



高付加価値旅行商談会への出展